## 学校において予防すべき感染症(学校感染症)(学校保健安全法施行規則第 18/19 条)

学校においては、学校保健安全法(学校保健安全法改正、平成21年4月1日より施行)により「学校において予防すべき感染症」として下記のように分類され、学校における感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています。

## 第一種 (発生は稀だが重大な感染症) 出席停止期間の基準:治癒するまで

エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス) 中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス) 特定鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症 新感染症

### 第二種 (飛沫感染し流行拡大の恐れがある感染症)

病名	出席停止期間の基準(学校保健安全法施行規則第 19 条)
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物
	質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
風疹	発疹が消失するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜炎	主要症状が後退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経
	過するまで
結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがない
髄膜炎菌性髄膜炎	と認めるまで

# 第三種 (飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性がある感染症)

#### 出席停止の基準:病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで出席停止

コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 (0-157等) 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、りんご病(伝染性紅斑)

マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、

水いぼ(伝染性軟属腫)、とびひ(伝染性膿痂疹)

※必要があれば校長が学校医の意見を聞き出席停止の措置を講じることができ

る疾患